

日本酪農乳業史研究会々則

平成 20 年 4 月 26 日制定

平成 21 年 6 月 20 日改訂

平成 22 年 3 月 28 日改訂

令和 7 年 6 月 7 日改訂

(名称)

第 1 条 この会は、日本酪農乳業史研究会（以下「本会」という）という。

(目的)

第 2 条 本会は、日本および世界の酪農乳業発展史における生産技術、経済、社会、文化等に関する総合的研究を行い、酪農乳業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 酪農乳業史に関する情報交換、研究発表会等の開催。
- 2 酪農乳業史に関する調査、現地視察等の開催。
- 3 酪農乳業史に関する研究成果及び会報等の発刊。
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 本会の目的に賛同する個人。
- 2 本会の目的に賛同する企業又は団体。
- 3 本会に寄与したものは名誉会員等の称号を付与することができる。

(会費)

第 5 条 本会々員の年会費は、次の通りとする。

- 1 個人会員（一般） 5,000 円、（学生） 1,000 円
- 2 団体会員 30,000 円（1 口以上）

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置き、総会において選出する。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 若干名（常務理事を含む）

- 4 監事 2名
- 5 事務局長 1名
- 6 評議員 若干名
- 7 顧問・参与 若干名

(役員の職務)

第7条 本会役員の職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは職務を代行する。
- 3 理事は、会務の重要事項について審議し執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び経理を監査する。
- 5 評議員は、本会の業務について審議する。
- 6 顧問、参与は、会長の諮問に応じ重要事項に参画する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、次の通りとする。

- 1 総会
 - ① 総会は、通常総会及び臨時総会とし、本会の基本的事項を審議決定する。
 - ② 総会は、会長が招集し議長となる。
 - ③ 総会は、出席した会員の過半数の賛成により議決する。
- 2 理事会
 - ① 理事会の構成は、理事、監事、事務局長とする。
 - ② 理事会は、会長が招集し議長となる。
 - ③ 理事会は、本会の重要事項を審議し執行する。
- 3 評議員会
 - ① 評議員会は、会長が招集し議長となる。
 - ② 評議員会は、本会の業務の重要事項を評議する。

第10条 会長は、本会の業務を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て専門部会（委員会）を設けることができる。

(事務局)

第11条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 1 事務局長は、会長の命を受け、本会の業務及び経理の処理に当たる。
- 2 事務局に関する事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(経理)

第 12 条 本会の経理は、次に掲げるものをもって当てる。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 事業に伴う収入
- 4 その他の収入

(事業年度)

第 13 条 本会の年度は、毎年 3 月 1 日に始まり 2 月末日に終わる。

附則

- 1 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規定は、理事会の議決を経て別に定める。
- 2 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。
- 3 本会則は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。